

新型コロナウイルス感染症に係る主な中小企業向け融資制度一覧

令和2年3月23日現在

制度名	広島県県費預託融資制度				日本政策金融公庫の融資制度			
	セーフティネット資金（国指定）		緊急経営基盤強化資金・借換資金		新型コロナウイルス感染症特別貸付・特別利子補給制度	セーフティネット貸付	衛生環境激変対策特別貸付	小規模事業者経営改善資金融資制度（新型コロナウイルス対策マル経）
番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
特徴	・売上等20%以上減少の場合、幅広い業種で活用可能 ・危機関連保証，一般保証と併用可	・売上等15%以上減少の場合、幅広い業種で活用可能 ・セーフティネット保証，一般保証と併用可	・売上等5%以上減少の場合、特定の業種（国が指定する508業種）で活用可能 ・危機関連保証，一般保証と併用可	・売上等5%以上減少の場合、幅広い業種で活用可能	・売上急減等の場合，特別利子補給制度との併用により，3年間実質無利子化 ・大口の資金調達に対応可能 ・融資期間 最長20年 ・据置期間 最長5年 ・担保不要	・幅広い業種で活用可能（最も汎用的な制度） ・大口の資金調達に対応可能	・特定の業種（旅館業及び飲食店・喫茶店営業），小規模であれば，低利での資金調達が可能	・商工会等の指導を受けている小規模事業者，小額であれば，幅広い業種で，低利での資金調達が可能 ・据置期間最長4年 ・担保・保証人不要
融資要件（概要）	以下の要件を満たす方（市町長の認定が必要） ・最近1か月の売上高等が前年比20%以上減少かつ3か月で20%以上減少見込 【セーフティネット保証4号】	以下の要件を満たす方（市町長の認定が必要） ・最近1か月の売上高等が前年比15%以上減少かつ3か月で15%以上減少見込 【危機関連保証適用】	以下の全ての要件を満たす方（市町長の認定が必要） ・国の指定業種（508業種） ・最近3か月間の売上高等が前年比5%以上減少 ※時限的な運用緩和として，一部減少見込みでも申請可。 【セーフティネット保証5号】	以下の要件を満たす方 ・最近3か月の売上高等が前年比5%以上減少 等 【一般保証】	◆特別貸付 以下の要件を満たす方 ・最近1か月の売上高が前年又は前々年比5%以上減少 等 ※個人事業主（小規模に限る）は，定性的な説明でも柔軟に対応 ◆特別利子補給制度 ①個人事業主（小規模に限る） ：要件なし ②小規模事業者（法人事業者） ：売上高▲15%減少 ③中小企業者（上記①②を除く事業者） ：売上高▲20%減少	・新型コロナウイルス感染症の影響が見込まれる方	以下の全ての要件を満たす方 ・旅館業及び飲食店・喫茶店営業 ・最近1か月の売上高が前年又は前々年比10%以上減少かつ今後も減少見込 等	以下の全ての要件を満たす方 ・小規模事業者 ・商工会等の経営指導員による指導を原則6か月以上受けている ・最近1か月の売上高が前年又は前々年比5%以上減少 等
資金用途	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金	運転資金（借換可）	運転資金（借換可）	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金	運転資金	運転資金・設備資金
融資限度額	中小企業者 8,000万円 組合等 1億6,000万円	中小企業者 8,000万円 組合等 1億6,000万円	4,000万円 （借換含む場合 5,000万円）	4,000万円 （借換含む場合 5,000万円）	中小事業 3億円 国民事業 6,000万円	中小事業 7.2億円 国民事業 4,800万円	別枠1,000万円 （旅館業は3,000万円）	別枠1,000万円
融資（据置）上限期間	運転10年（据置1年） 設備10年（据置3年）	運転10年（据置2年） 設備10年（据置2年）	10年（据置1年）	10年（据置1年）	運転 15年（据置5年） 設備 20年（据置5年）	運転 8年（据置3年） 設備 15年（据置3年）	7年（据置2年）	運転 7年（据置3年） 設備 10年（据置4年）
貸出利率（固定金利） 〔令和2年3月現在〕	信用保証付き 1.0%	信用保証付き 1.0%	信用保証付き 1.0%	信用保証付き 1.0% （一部，信用保証なしでも利用可 1.3%）	◆当初3年間 中小事業 0.21% （1億円以内） 国民事業 0.46% （3,000万円以内） ※更に特別利子補給制度の要件を満たす場合，申請により上記金利を全額利子補給 ◆4年目以降 中小事業 1.11% 国民事業 1.36% ※融資期間等により変動	中小事業 1.11% 国民事業 1.91% ※担保有無・融資期間等により変動	1.91% （振興計画認定組合員 1.01%） ※担保有無・融資期間等により変動	◆当初3年 0.31% ◆4年目以降 1.21%
信用保証料率	0.7%	0.7%	0.7%	0.4%～1.33% ※経営状況等により保証協会が決定	—			
担保・保証人	取扱金融機関・広島県信用保証協会所定 （信用保証付きの場合，原則として，法人の代表者を除き保証人は不要）				担保は不要 （保証人は相談の上決定）	相談の上決定	相談の上決定	不要
申込み・問い合わせ	◆申込み（広島県制度融資取扱金融機関） 【銀行】広島銀行，もみじ銀行，中国銀行，山口銀行，伊予銀行，四国銀行，西日本シティ銀行，山陰合同銀行，西京銀行，鳥取銀行，百十四銀行，愛媛銀行，香川銀行，トマト銀行 【信用金庫】広島信用金庫，呉信用金庫，しまなみ信用金庫，広島みどり信用金庫 【信用組合】広島市信用組合，広島県信用組合，備後信用組合，両備信用組合，信用組合広島商銀，朝銀西信用組合，笠岡信用組合 【その他】商工組合中央金庫 ◆制度に関する問い合わせ 広島県商工労働局経営革新課 082-513-3321				日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505			お近くの 商工会・商工会議所